

平成30年度  
事業計画書

一般社団法人 日本鉄リサイクル工業会

## 平成30年度事業計画書

平成30年度も、鉄スクラップを取り巻く環境は価格面でも流通量の面でも比較的に好調な1年になると予想されます。このように業界全体に明るい雰囲気がある時にこそ、業界の将来あるべき姿を考える好機と判断しています。

社会は意識しない間に刻々と変化し、そのニーズも多様化していきます。我々鉄リサイクル業も、従来の成功体験だけに依存することなく、社会の複雑なニーズに木目細かく対応していくことが求められます。

年初の賀詞交歓会の場で、会長は国際化への対応、情報発信、明日を担う人材の育成を今年目標として掲げました。この目標を具現化すべく、各支部、各委員会において様々な施策を展開して参ります。さらには、環境規制に対する真摯な対応、安全操業への取組みにも継続して尽力していくことと致します。

新たな取組みとして、鉄スクラップの需要家である鉄鋼メーカーとの連携を密にしていきたいと考えています。昨年来の雑品スクラップに関する規制強化により、鉄スクラップの品質の低下(銅等の混入の増加)、またダストの処分場のひっ迫による操業の低下＝供給の低下など、メーカーを含めた影響が大きくなっています。こうした問題への対処は、個別の企業間だけでは限界があり、業界同士で連携を図るべく、まずは普通鋼電炉工業会(普電工)をはじめとした諸団体との関係強化をはかってまいりたいと考えています。電炉メーカーは、我々にとって鉄スクラップの大切な顧客であるだけでなく、鉄スクラップが将来的に重要な製鉄原料であり続けるためにお互いが情報共有して知恵を出していくことが重要と考えています。

また工業会内部の体制として、昨年度後半に行った公認会計士による監査の結果をふまえ、本部・支部事務局の運営の改善をはかって参ります。

本年度の工業会活動が実のあるものとなるよう、会員各位の御協力を改めてお願い申し上げます。

## ＜重点事業＞

### ◆鉄リサイクル業を通じた資源循環型社会の推進及び地球環境保全に貢献する事業への取り組み【公益事業】

持続可能な豊かな循環型、低炭素社会の実現に向けて、資源・エネルギーの有効活用や環境負荷低減等の重要性が高まり続けている中で、我が国の経済社会における資源リサイクル分野を支える重要な担い手である当工業会においてもグローバルな視点に立って、資源の再生化及び地球環境保全に尽力、貢献して参ります。

(1) 本年2月に環境省主管で、『鉄の資源の循環利用高度化に向けた研究会』が設立され、当工業会からも2名が委員として参加しています。製鉄メーカーからは高炉メーカー、大手電炉メーカーが参加し、製鉄原料としての鉄スクラップの重要性を様々な角度から議論しました。斯かる議論は、今年度も継続して行われることとなっていますが、鉄スクラップビジネスの将来を占うためにも極めて重要なテーマであり、事業計画書にも記載した普電工との協議の場でも議論していくことと致します。【本部他】

(2) 昨今の雑品スクラップを取り巻く状況の激変に端を発し、普通鋼電炉で銅や錫の成分外れが徐々に話題になりつつあります。また、ダスト処分場の枯渇が意識され、国内の資源循環システムの一段の高度化が社会的要請となりつつあります。そこで、①普通鋼電炉へのトランプエレメント混入回避に関する知見、②最新の分離技術、素材還元技術について調査します。調査結果は、専門家のチェックを経た上で、わかりやすい形で会員企業に発信します。【環境委員会】

(3) 我が国の優れた鉄リサイクルシステムや技術を引き続き国際会議等の場において発信していくほか、国際機関との相互交流を深めることにより、なお一層、我が国の鉄リサイクル業のプレゼンスの向上に尽力致します。アジアを中心として、広く欧米も含めた鉄スクラップのリサイクルネットワークの形成を目指します。（「国際鉄リサイクルフォーラム」は、本年度は開催せず、今後、関係者の新たなニーズを掴んだ上でテーマを設定し平成31年度に開催する予定です。）【国際ネットワーク委員会】

(4) 自動車リサイクル法に関し、自動車リサイクルの中枢を担う業界の立場から、合理的、効率的なリサイクルが実施され、「3Rの推進」及び「リサイクルの質の向上」が達成されるべく関係各機関と協議し、積極的に意見具申を行って参ります。【自動車リサイクル法委員会】

(5) 社会的にさらに信頼される鉄リサイクルを推進していくため、当工業会が自主管理する「金属リサイクル伝票」を工業会の管理のもとで発給し、引き続き、鉄スクラップの適正な回収処理の保証を目指していきます。【業務対策委員会】

- (6) 日々変化する資源・環境を巡る内外情勢を迅速かつ的確に捉えるため、調査分析、情報収集に努めます。このうち鉄スクラップ需給の関係では、自主統計を持たない当工業会は、鉄源分野のデータ整備、市場調査を主要な事業とする(一社)日本鉄源協会と十分に緊密な連携、協力を図って参ります。【本部他】

#### ◆各種の講習会、講演会の開催【公益事業】

資源リサイクル、環境対策関連の情勢及び労働安全衛生問題等に関して、適宜テーマを選定の上、専門家等を講師に招き講演会、講習会を開催します。なお開催に当たっては会員に限定することなく参加者を募集し、必要に応じて各支部の協力も得て実施します。

- (1) 資源リサイクル、地球環境保全分野における法令や制度の改正、新たな施策、及び内外情勢、調査研究結果等に関する講演会、研修会等を開催します。  
【環境委員会】
- (2) 身近な職場の労働安全衛生対策のほか、具体的な設備機械や重機等における操作上の課題等を含めた労働災害の撲滅に向けた労働安全衛生講習会を開催します。  
【業務対策委員会】

#### ◆鉄リサイクル業に関する各種普及、啓発事業の推進【公益事業】

鉄スクラップの特性や市場構造等の実態、鉄リサイクル業の果たす役割、意義を広く紹介し、更に鉄リサイクル業の認知度を高めていくとともに、労働安全衛生対策や資源リサイクルの重要性を強調するなど、あらゆる媒体、機会を通じて普及、啓発に尽力して参ります。

- (1) 工業会の活動報告、業界事業の紹介や各地のトピックス等を掲載する機関誌『鉄リサイクルニュース』を発行します。  
【広報委員会】
- (2) ホームページにおいては、業界の事業活動や各種情報の充実化を図り、迅速な情報提供に努めるとともに、レイアウトの工夫など閲覧しやすいページ作りを行います。  
【広報委員会】
- (3) 工業会活動や鉄リサイクル業の役割、意義を広く一般に周知し、理解いただくため、3年ぶりに「工業会パンフレット」の内容の見直し、改訂を行います。  
【広報委員会】
- (4) 鉄リサイクル業をわかり易く解説、紹介する手引き書として『鉄リサイクル事業のマニュアルブック』の改定版を発行致します。また、労働安全衛生に関する「対策マニュアル」や「ハンドブック」等の改定、発行し、安全、防災意識の啓発に努めます。  
【業務対策委員会他】

◆会員の経営、業務基盤等の維持・強化に資する事業の推進【共益事業】

- (1) 業界が直面する諸課題について、会員の意見等を十分に踏まえ、担当する各委員会等を中心に的確な対応を図っていきます。また支部、部会においても、独自の講演会、勉強会、研修会の開催や個別ニーズに応じた独自組織の運営等のほか、定例、臨時の支部、部会会合の活発な開催、本部・委員会との密接な連携により地域特有の問題について、十分、配慮したキメ細かい事業を展開します。【本部他】
- (2) 会員に対する労働安全衛生活動の支援策として、安全ポスターの作成・配布、中央労働災害防止協会等で行われる労働安全事業について情報提供を継続します。業界固有の労働災害事例調査を引き続き実施し、その傾向や要因の分析に取り組むとともに情報共有を図り、会員各社での労働安全活動の一助として活用頂くこととします。また、作業現場等で身近に潜む危険を実際に肌で感じ、職場での安全意識を高頂くため「危険体験学習会」を開催します。また、災害共済会保険(施設賠償責任保険及び労働災害総合保険等)について、その内容を検討し、加入者の募集を行います。【業務対策委員会】
- (3) 鉄スクラップの東南アジア、更にその以西に向けた船積みの増加に伴い、輸出船の大型化が求められております。積出港の大型船対応の実現に向けて、インフラ面からの実態調査結果を踏まえつつ、継続して港湾整備の必要性を関係省庁に強く訴えて参ります。平成 29 年度にスタートした国交省主管の「リサイクルポート施策の高度化研究会」に引続き参画し、工業会会員にタイムリーな情報提供を行います。また、きめ細かい輸出ニーズに応える為、コンテナ輸送の拡充を図っている関東鉄源協同組合の各種試みに協力して参ります。【港湾委員会】
- (4) 人材育成やCSR(企業の社会的責任)の観点から、同業他社及び異業種との相互交流を通して知見を広げる活動を引き続き行います。具体的には、①「新発見セミナー21」、②「海外現場を肌で感じる活動」等を推進して参ります。【広報委員会、環境委員会】
- (5) 廃掃法とバーゼル法が平成 29 年 6 月に改正されました。それに伴う政省令、ガイドライン策定に関し関係省庁と連絡を緊密にし、引き続き積極的に意見具申を行って参ります。平成 29 年度は工業会主催により全国 4 か所で、環境省・経産省による会員向け説明会を開催致しました。今後改正によるより具体的細目が決まってきますが、工業会としては情報収集を続け引き続き会員への情報提供に努めて参ります。【港湾委員会、環境委員会】

◆当工業会自身のガバナンスに係る取り組み【管理業務】

(1)一般社団法人としての対応

新公益法人制度に基づく「一般社団法人」として、関係法令に準拠して公益目的の支出計画の進捗状況の内閣府への報告や所要の手続き等について、必要に応じて専門家の助言を仰ぎながら、遅滞なく、着実に実施致します。

【本部他】

(2)工業会の業務管理・運営体制の整備・強化

当工業会の使命が十分に発揮できるよう工業会自身の業務管理、運営体制の効率化、合理化に取り組んで参ります。

1)適正な工業会会計の確立に向けて

今年度より公認会計士による外部監査を導入することにより、予決算書、会計管理の透明化を図ることとし、工業会会計の一層の適正化に努めます。

【本部、財務委員会他】

2)工業会組織の機能性、透明性の向上に向けて

定款及び関連諸規程の整備、見直しについて、今後の新たな法改正等に合わせ、適宜、関連規定類の必要な見直し、改定を行って参ります。

【本部他】

(3)工業会内部のコミュニケーションの充実に向けて

各委員会や支部・部会での活動が一方通行、形骸化したものに陥らぬよう幹部や委員が相互に忌憚なくコミュニケーションが図れる場の設定に心がけます。また、支部・部会の諸活動への幹部、本部職員の参加機会を増し、事務局相互の連携を深める等内部コミュニケーションの充実に継続的に取り組んで参ります。

【本部他】

以 上